

札選第 473 号

令和 2 年(2020 年)8 月 28 日

戦争させない市民の風・北海道

わくわく選挙づくりチーム

責任者 鈴木 万里子 様

札幌市選挙管理委員会

事務局長 佐藤



お寄せいただいたご意見に対する回答について

日頃より、明るい選挙の推進と投票率向上に関心をお寄せいただき、また、このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

大変遅くなりましたが、貴会よりお寄せいただいたご意見につきまして、札幌市選挙管理委員会事務局より、下記のとおりご回答申しあげます。

今後とも、本市選挙行政の推進に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 有権者が投票しやすくなる手法の一つとして移動投票車等を運行させてください

移動投票車については、過疎化等の事情から投票所の統廃合が行われ、投票所までの距離が遠くなってしまうような、主に中山間地域において、有権者の投票機会確保のために、一部の市町村で移動期日前投票所として運用されている例があると承知しております。

一方、札幌市では、有権者数のみならず、投票所とすべき施設の有無のほか、町内会や小学校の通学区域なども踏まえ、地域性や近接性にも配慮しながら市内 311 か所に投票所を設置しているところであり、移動投票車を導入している市町村とは事情が異なるものと考えています。

選挙管理委員会として、有権者の利便性を確保することは、大切な視点であると認識しておりますことから、今後も国や北海道選挙管理委員会などの動向と併せて、他市町村における事例なども踏まえながらより良い投票環境を整備できるよう研究を重ねてまいります。

2 選挙管理委員会として、「選挙割」「投票割」などの取組みを積極的に働きかけてください。

「選挙割」や「投票割」については、投票率向上への貢献とともに、商店街振興や地域活性化など、様々な観点から商店街などが主体となり行っている例があることは承知しており、選挙管理委員会としては、このような民間の発意で行われる取組も一つのきっかけとなり、有権者の政治や選挙に対する関心が高まっていくことに期待するところです。

中立性を堅持し、公明かつ適正に選挙が執行されるよう管理する立場である選挙管理委員会としては、有権者に対して、身近な政治との関わりや投票意義などを訴えかけ、一人でも多くの方に主権者意識をもって投票に参加いただけるよう、啓発活動を行ってまいりたいと思います。

なお、札幌市ではこれまで行政サービスの一環として「投票所に来たことが確認できる紙片」を作成してきたところであり、今後もご依頼のあった有権者に対し、配布してまいります。

3 地方自治体議会が学校などを訪問して、議会とは何かについての生徒との意見交換会を開催できるように働きかけてください

要望の主題となっている北広島市や飯田市のような事例については、市議会が教育委員会や学校と連携し、議会への理解を深めてもらったり、まちづくりなどについて若い世代と意見交換したりすることを目的に「出前講座」の位置づけで実施したものと承知しており、基本的に市議会において、主体的に検討されるべきものと考えております。

選挙管理委員会としては、特に若い世代に政治や選挙に対する関心を高めてもらえるよう、教育委員会や学校の協力のもと、選挙の意義や投票の仕方などをまとめた副読本を、小学6年生及び中学3年生を対象に配布し授業で活用いただくとともに、職員が直接赴き模擬投票体験などを取り入れた「せんきょ体験授業」も行っており、こうした主権者教育を今後も積極的に進めていきたいと考えています。

なお、ご要望をいただいた立候補者と有権者との対話機会についてですが、公職選挙法の規定により、選挙運動期間中、候補者または政党以外に開催することが禁止されており、選挙管理委員会が主催することはできないものとなっています。

(担当)

札幌市選挙管理委員会事務局選挙課

岸本・森

TEL (011) 211-3247